

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 意見募集案件 | 北広島市地域公共交通計画(案)について |
| 担当課 | 企画財政部 企画課 電話 011-372-3311 内 3606 |

| | |
|--------------------|--|
| 意見募集期間 | 令和4年12月7日(水) から 令和5年1月5日(木) まで |
| 原案の公表場所 (閲覧・配布) | 市役所(企画課)及び各出張所 エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島12月1日号(概要のみ) |
| 意見の提出方法 ・提出先 | <ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと <p>住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p> |
| | <p>企画財政部 企画課</p> <p>郵便番号 061-1192 (住所不要)</p> <p>電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850</p> <p>電子メールアドレス: kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp</p> |
| 検討結果の公表 予定時期 | 令和5年1月下旬頃 提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。 |
| 対象となる政策等 の内容 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 案を作成した趣旨、目的、理由 持続可能な公共交通を確保するために策定するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添「北広島市地域公共交通計画(案)」のとおり (3) その案の根拠となる法令の規定 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号) 第5条第1項 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 公共交通利用時に係る影響 |
| 対象となる政策等 の原案 | 北広島市地域公共交通計画(案) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント後のスケジュール <p>寄せられた意見を参考に、令和5年3月策定を予定しております。</p> |